

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	第40条	<p>連系希望者に対する、一般電気事業者の対応状況を、広域機関が常に把握すべく、以下の通り修正意見を提出します。これは、これまでの一般電気事業者の対応実績に基づき、旧ESCJや行政への申し立てを、連系希望者に強いるのではなく、広域機関が常に把握することで、紛争発生時の未然防止、迅速な解決に資するものです。</p> <p>4 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定発電設備等系統連系希望者および広域機関に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、特定発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別あるいは広域機関同席のもと、説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>	<p>本条は、本機関(広域機関)が受付・回答する事前相談及び接続検討について定めたものであり、説明を行うのは本機関(広域機関)となります。このため、ご意見の趣旨は、原案においても反映されていると考えられるため、原案どおりとさせていただきたいと存じます。</p>
2	改定箇所	<p>この改定をしなくても十分意味は通じるものと思いますので、改定不要と思います。</p>	<p>今回の変更は、一部の会員から、一般電気事業者の延長後の対応(進捗報告等)が十分でないとの指摘を受けたことから、系統連系希望者の立場にたった適切な情報提供等を行うべきことを明確化することを目的とするものであり、原案のとおり変更したいと存じます。</p>
3	改定箇所	<p>この改定条文を根拠に不適切な回答の引延ばしや保留などを行わないように、一般送配電事業者への監視及び指導を徹底されることを望みます。</p>	<p>業務規程第47条(受付・回答状況の取りまとめ)を踏まえた分析結果や送配電等業務指針第110条(業務改善)により検討した改善策等に基づき、系統アクセス業務の質の向上に努めてまいります。</p>
4			
5			